「2023 年全国知識産権局局長会議」の概要紹介

2023 年 1 月 12 日
JETRO 北京事務所

2023 年 1 月 6 日、「全国知識産権局局長会議」[1]が北京で開催された。今次会議では、CNIPA の申局長より、「2022 年度の活動成果」や「過去 10 年間における発展状況」[2]、「2023 年度の重点業務」等に関する報告がなされ、各機関の協力のもと「知的財産権強国建設綱要」及び「14 次 5 カ年計画」を徹底的に実行し、知的財産権強国建設の向けた取り組みを加速させていくことが確認された。

今次会議における「2022 年度の活動成果」及び「2023 年度の重点業務」に係る報告のうち、注目すべきポイントは以下のとおり。

（1）2022 年度における 6 つの活動成果

1．中央の政策方針の徹底的な実施

2．審査の質の向上・効率化、知財の高品質な発展の推進

・発明専利の授権件数 79.9 万件（前年比 14.8%増）

・商標の登録件数 617.7 万件（前年比 20.2%減）

・ハーグ協定加盟後の意匠審査業務に関する調整を実施した。

・非正常専利及び悪意の商標出願対策を継続実施し、2,629 件の商標を職権無効にした。

3．知財の全過程における保護の強化とイノベーション・ビジネス環境の最適化

・「専利法実施細則」及び「専利審査指南」の改正作業を推進した。

・「商標法」及び「商標法実施条例」の改正意見募集稿を完成させた。

・専利権侵害紛争行政案件 5.8 万件を処理した（前年比 16.8%増加）。

4．知財の転化・運用の促進

・専利権及び商標権の担保融資額は 4,868.8 億元となり（前年比 57.1%増）、3 年連続で 40%以上の成長を達成した。

・1～11 月の知財使用料の輸出入総額は 3,445.6 億元となった（前年同期比 6.5%増）。

---

[1] 全国各地の知識産権局の局長並びに国家知識産権局（CNIPA）及び関連機関の幹部等を出席者として、例年、1 月初旬に開催されるもので、前年度の活動報告と新年度の重点業務等の報告がなされるのが通例となっている。今次会議は、物理とオンラインのハイブリッド形式で開催され、CNIPA 及び関連機関の幹部等のほか、国家市場監督管理総局の羅局長等も参加した。

[2] 過去 10 年の発展状況については、CNIPA の特集記事を参照ありたい。
https://mp.weixin.qq.com/s/njIBCacbjGos2RsB1VF0KA

5．サービスの最適化・監督管理の強化

・「商標代理監督管理規定」を制定し、商標代理届出制度を完備した。

・7,400 の代理機構（専利・商標）と面談を実施し、4,500 の機構に是正命令を出した。680 件余りの罰金・警告を科し、19 の機構に代理資格の取消・代理業務停止を命じた。

6．国際協力と国際競争の調整、対外開放に向けたサービスの強化

・ハーグ協定加盟後に国内企業が提出した意匠国際出願は 1,000 件以上となった。

・RCEP 知財章における 85 項目の義務を全て履行した。

（2）2023 年度における 7 つの重点業務

1．知的財産権の法治保障の強化

・保護と革新を奨励する知的財産権法律制度を整備し、知的財産権審査の質と効率を高め、専利出願及び商標出願の秩序をよりよく規範化する。

・「専利実施細則」の改正を完了する。「専利審査指南」の改正を完了し、ビッグデータ、人工知能、遺伝子技術などの新分野の専利審査基準を完備させる。

・実用新案の審査において、明白な進歩性の審査を正式に導入する。審査品質保障と業務指導の統一的な管理を強化し、審査業務の知能化レベルを向上させる。

・「商標法」及び「商標法実施条例」の改正を推し進める。

・データ知的財産権保護制度の構築を加速し、データ知的財産権登録制度を探求する。

2．国家戦略配置の実行

・「知的財産権強国建設綱要」及び「14 次 5 カ年計画」を全面的に実施し、国の重要な核心技術に係る難題の攻略と産業チェーンのサプライチェーンの安全・安定化に貢献し、国及び地域と業界における発展戦略の実施に対するサポートを強化する。

・国家専利ナビゲーション総合サービスプラットフォーム、産業サービス基地及び支援サービスプラットフォームの建設を推進する。

3．知的財産権の保護効果の向上

・知的財産権の保護活動システム構築を強化し、全チェーンにおける保護を深化させ、知的財産権の安全保障能力を強化する。

4．知財の転化・運用の促進

・革新主体の知的財産権の総合的な運用能力を高め、知的財産権の市場化運営メカニズムを整備し、産業の質の高い発展を促進する。

・専利開放許諾制度の全面的な定着を推進し、知的財産権資産の評価管理政策を強化し、「専利評価手引」の国家標準を普及させ、専利許諾料率に係る統計を発表する。

・専利集約型産業の育成と発展に力を入れ、専利集約型製品の届出認定を推進する。

5．知財サービスシステムの構築

・「放管服」改革を深化させ、知的財産権公共サービスプロジェクトを実施し、公共サービスのデジタル化支援を強化する。

・知的財産権代理業界の監督管理と自律力を引き続き強化し、知的財産権サービス業の健全な発展を促進する。

6．知財分野における国際協力と競争の統一的な推進

・多国間プラットフォームにおける影響力をさらに高め、国際規則の改正に積極的に関与し、新たな情勢における国際交流を着実に推進する。

・意匠法条約、知的財産権と遺伝資源に関する法律文書の協議と外交会議の準備を積極的に推進する。

・中米欧日韓、BRICS 諸国、中国-ASEAN、中央アフリカなどの小多国間協力に深く参加し、各方面との交流を深化させる。

7．知的財産権の基盤建設の強化

・人材育成を強化し、文化宣伝に力を入れ、理論研究を強化し、科学的政策決定と政策制定に有力な支持を提供する。

・知的財産権専門学位の建設を積極的に展開し、知的財産権専門学位教育指導委員会の設立を推進し、指導的育成方案を制定する。

前年度の主要統計（出願統計等を除く）のうち、今次会議で公表されなかったものについては、近日中の開催が見込まれている「知的財産権関連業務統計データ発表会」（国務院新聞弁公室主催。昨年は 1 月 12 日に開催。）において、公表される見通しである。

（以上）

【参考資料】

・北京での全国知識産権局局長会議の開催

https://www.cnipa.gov.cn/art/2023/1/6/art_53_181293.html

・国家知識産権局申長雨局長による 2023 年全国知識産権局局長会議における業務報告（要約）

https://mp.weixin.qq.com/s/uyWuPPMw6VNF_kddLpZ3kQ